

運営適正化委員会委員選考委員会委員の候補者の公示

福祉サービス利用援助事業の適正な運営や福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するために設置される運営適正化委員会（社会福祉法第83条）の委員は、愛知県社会福祉協議会会長が選考委員会の同意を得て選任します（同法施行令第15条第3項）。

この選考委員会委員については、愛知県社会福祉協議会会長が選任しますが、あらかじめ住民や関係者の意見を聴くこととされています（同法施行令第15条第5項）。

このたび、選考委員会委員の任期が満了することに伴い、関係者の意見を踏まえ、選考委員会委員の候補者を別紙のとおりとしましたので、お知らせします。

選考委員会委員の候補者について、意見のある方は、次により意見書をご提出ください。

令和8年7月14日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
会 長 後 藤 澄 江



1 委員の任期

2年（令和8年8月1日～令和10年7月31日）

2 委員候補者

別紙のとおりです。

3 意見書の受付

（1）受付期間

令和8年7月14日（火）から令和8年7月28日（火）午後5時まで
休日は、除きます。

受付場所によっては休日となる日が異なりますので、それぞれの場所にお問い合せください。

（2）受付方法及び受付場所

ア 愛知県社会福祉協議会が受け付ける場合

（ア）受付方法

来所及び郵送・ファックスによる受付とします。

郵送による場合は、令和8年7月28日（火）までの消印のあるものに限り受け付けます。

ファックスについては、令和8年7月28日（火）午後5時まで受け付けます。

（イ）受付場所

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会 事務局

〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目50番地

電話（052）212-5515 ファックス（052）212-5514

イ 県内市町村社会福祉協議会及び名古屋市社会福祉協議会が受け付ける場合

受付方法は来所による受付とします。郵送及びファックスによる受付はしません。

4 意見書用紙の配布

（1）配布期間

令和8年7月14日（火）から配布します。

配布場所によっては休日となる日が異なりますので、それぞれの場所にお問い合せください。

（2）配布場所

愛知県社会福祉協議会、名古屋市社会福祉協議会、県内市町村社会福祉協議会

5 本件の公示期間

令和8年7月14日（火）から令和8年7月28日（火）まで

6 問い合わせ先

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会 事務局

〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目50番地

電話（052）212-5515 ファックス（052）212-5514

別 紙

委員候補者名簿

区 分	氏 名	性別	職 名
福祉サービスの利用者代表	加賀 時男	男	一般社団法人愛知県身体障害者福祉団体連合会 会長
	濱田 智恵実	女	社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会 副理事長
	江崎 英直	男	特定非営利活動法人愛知県精神障害者家族会連合会 会長
社会福祉事業経営者の代表	山本 ゆかり	女	社会福祉法人さわらび会 専務理事
	川崎 純夫	男	社会福祉法人あいち清光会 理事長
	宇都宮 美智子	女	社会福祉法人長円寺福祉会 副理事長
公益の代表	永池 武光	男	愛知県社会福祉協議会 民生児童委員会愛知委員会 常任委員
	石川 敦男	男	日本弁護士連合会 元高齢者・障害者権利支援センター委員 弁護士
	大石 明宣	男	公益社団法人愛知県医師会 副会長

選考理由

- 1 利用者を代表する委員候補者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者の関係者を代表する者であり、日常的にそれぞれの分野で障害者の利益と立場を擁護する活動を行っている者である。
- 2 社会福祉事業経営者を代表する委員候補者は、いずれも社会福祉法に定められている社会福祉事業を実施する者の代表であり、福祉サービスの提供者としての意思を表明でき得る立場にある者である。
- 3 公益を代表する委員候補者は、いずれも公正・中立な立場から、社会福祉の増進に理解があり、かつ学識経験が豊かな者である。